

各地方整備局における BCP 認定制度の比較

平成 26 年 1 月現在

	東北地方整備局（港湾空港部）	関東地方整備局	近畿地方整備局	中国地方整備局	四国地方整備局
制度の名称	東北地方整備局（港湾空港関係）災害時事業継続力認定制度	関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」	近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度	中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度	災害時の事業継続力認定（四国建設業 BCP 等審査会）
開始年度	平成 25 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 21 年度
認定対象	以下の要件をすべて満たす建設会社 ①建設業法に基づく許可を受けている ②東北地整における一般競争（指名競争）参加資格の決定（港湾空港関係 5 工種に限る）を受けている ③②の申請時に提出した営業所一覧に記載された東北地整管内に所在する本店、支店、営業所のいずれかにおいて「災害時事業継続計画」が策定されている	事業継続力の認定を受けようとする建設会社	以下の要件を満たす建設会社 ①建設業法に基づく許可を受けている ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある ③近畿地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている	①中国地方整備局における「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等 ②対象とする建設会社等は、BCP の策定状況を勘案しつつ、その拡大を図る。	四国地方整備局における一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「C 等級」に認定されている四国内に本社を有する建設会社
認定の区分	新規申込、更新申込	新規、更新	新規、更新	新規、更新	新規、継続更新
有効期間	認定証交付の日から 2 年間	認定証交付の日から 2 年間	認定証交付の日から 2 年間	2 年間	認定日から 2 年後の月末日
申込と認定の期間	通年申込、認定は年 2 回 上半期（9 月）認定分：7 月末まで 下半期（3 月）認定分：1 月末まで	申込は随時 四半期ごとに認定（年 4 回）	原則 2 回／年	年間を通じて公募 認定は年 2 回	公募は年間を通して実施 審査会は半期ごとに開催 認定は年 2 回
審査の種類	書類審査 （実効性は電話により確認、不十分な場合は面談を行う場合もある）	書類評価：評価要領に基づき、申込書類の記載内容の適否を確認 面接評価：記載内容の実効性、妥当性の確認	書類審査 （実効性は電話により確認、不十分な場合は面談を行う場合もある）	書類審査：認定基準に基づいて、申込書類の記載内容を審査 口頭審査：事業継続計画書の記載内容について口頭により確認	災害時の基礎的な事業継続力を備えるうえで重要と考えているポイント（下記の【確認ポイント】）を踏まえ、「書類審査」及び「面接審査」を実施
審査基準、認定基準 確認項目、確認内容	事業継続計画として、災害時における建設業の事業継続に必要な事項、および復旧活動に必要な連絡体制や資機材の確保状況（必要に応じ船舶含む）が明確に記載されていることを審査する。 下記内容のすべてが適合した書類であり、実効性が伴ったもの A 重要業務の選定と目標時間の把握 B 災害時の対応体制 C 対応拠点の確保 D 情報発信・情報共有 E 人員と資機材の調達 F 訓練と改善の実施	① 書類評価 書類評価「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認 ② 面接評価 面接評価は以下について面接により確認 ・「災害時に確実に機能するか」 ・「災害時に機能するための準備がなされているか」 【確認項目】 A 重要業務の選定と目標時間の把握 B 災害時の対応体制 C 対応拠点の確保 D 情報発信・情報共有 E 人員と資機材の調達 F 訓練と改善の実施 【確認ポイント】 ・災害対応を行える内部体制となっているか ・関東地方整備局等の行政機関と連絡できる体制が整っているか ・災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか ・災害時に有効に機能するための訓練を実施しているか	下記内容のすべてが適合した書類であり、実効性が伴ったもの A 重要業務の選定と目標時間の把握 B 災害時の対応体制 C 対応拠点の確保 D 情報発信・情報共有 E 人員と資機材の調達 F 訓練と改善の実施	書類審査：提出された計画書の記載内容に関して、 ①審査用チェックシートに掲げる全ての項目について記載されている ②記載内容が適切（曖昧な表現がない、実効性がある等） ③作成した書類に不備がない ④虚偽記載がない 口頭審査：計画書を作成した会社の担当責任者として、 ⑤自社の現状を把握している ⑥BCP を作成することの目的や意義を理解している ⑦作成過程で生じた課題や問題点に対して、どのような対処したか把握している ⑧質問に対する回答が適切である ※この取組の初期段階は、地域建設業における BCP の普及を図るため、必要最低限の認定基準を設けるものとし、その後の普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図る	書類審査 「確認項目と確認内容」に示す内容のすべてが適合した書類となっていること 面接審査 以下 3 点について確認 ・「災害時に確実に機能するか」 ・「災害時に機能するための準備がなされているか」 ・「事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取り組みの準備がなされているか」（認定の継続更新申込の場合は、取り組みを実施しているか） 【確認ポイント】 ・災害対応を行える内部体制となっているか。 ・行政機関等と連絡できる体制が整っているか。 ・災害対応のための資機材や人員を確保できる体制が整っているか。 ・事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取り組みの準備又は取り組みを実施しているか。 下記内容のすべてが適合した書類であり、実効性が伴ったもの A 重要業務の選定と目標時間の把握 B 災害時の対応体制 C 対応拠点の確保 D 情報発信・情報共有 E 人員と資機材の調達 F 事業継続計画の改善計画 G 事業継続計画の改善の実施状況
認定結果の活用、認定のメリット	①東北地整港湾空港部 HP にて社名を公開 ②総合評価の地域精通度・貢献度の項目で加点	①関東地整 HP にて社名を公開 ②総合評価における加点として、平成 22 年度から「地域への貢献（災害時の事業継続力認定）」の項目で加点	①近畿地整 HP にて社名を公開 ②総合評価落札方式における加点：「企業の施工能力等」または「地域・社会貢献」の項目で加点对象となる	①中国地整の HP 上にて社名を公開 ②平成 25 年度より、総合評価落札方式における加点对策を開始	①四国地整 HP にて社名を公開 ②総合評価落札方式における加点：「災害時の事業継続力」及び「災害時の事業復旧体制」の項目で加点对象となる
認定企業数	47 社（H25.9.30 現在）	370 社（H25.10.1 現在）	403 社（H25.10.1 現在）	120 社（H25.9.30 現在）	144 社（H25.9.19 現在）